

定例教育委員会議案等の概要

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考																							
第1号議案	1 件 名 茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則等の一部を改正する規則について 2 提案理由等 茨城県県立学校授業料等徴収条例の一部改正に伴い、茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則、茨城県県立高等学校学則及び茨城県県立中等教育学校学則について、所要の改正をしようとするもの 3 内 容 「空調設備使用料」の徴収に伴い、所要の改正を行う。 (1) 茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則の改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 文</th><th>内 容</th><th>改 正 内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2条</td><td>納入義務の履行</td><td>「空調設備使用料」を加える</td></tr> <tr> <td>第2条の2及び3</td><td>徴収期限</td><td rowspan="2">「空調設備使用料」を授業料に準じるよう加える</td></tr> <tr> <td>第3条～第7条 及び様式1～3</td><td>免除の基準 及び事務手続き</td></tr> </tbody> </table> (2) 茨城県県立高等学校学則の改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 文</th><th>内 容</th><th>改 正 内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第28条</td><td>授業料等</td><td>「空調設備使用料」を加える</td></tr> </tbody> </table> (3) 茨城県県立中等教育学校学則の改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 文</th><th>内 容</th><th>改 正 内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第31条</td><td>授業料等</td><td>「空調設備使用料」を加える</td></tr> </tbody> </table> 【参考】空調設備使用料について ・徴 収 額：全日制課程 年額2,400円（月額200円） ほか ・徴収開始：平成31年7月分から徴収 4 施 行 日 平成31年7月1日 5 提 案 課 総務企画部財務課	条 文	内 容	改 正 内 容	第2条	納入義務の履行	「空調設備使用料」を加える	第2条の2及び3	徴収期限	「空調設備使用料」を授業料に準じるよう加える	第3条～第7条 及び様式1～3	免除の基準 及び事務手続き	条 文	内 容	改 正 内 容	第28条	授業料等	「空調設備使用料」を加える	条 文	内 容	改 正 内 容	第31条	授業料等	「空調設備使用料」を加える	資料 番号 ①
条 文	内 容	改 正 内 容																							
第2条	納入義務の履行	「空調設備使用料」を加える																							
第2条の2及び3	徴収期限	「空調設備使用料」を授業料に準じるよう加える																							
第3条～第7条 及び様式1～3	免除の基準 及び事務手続き																								
条 文	内 容	改 正 内 容																							
第28条	授業料等	「空調設備使用料」を加える																							
条 文	内 容	改 正 内 容																							
第31条	授業料等	「空調設備使用料」を加える																							

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第2号議案	1 件 名 茨城県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令について 2 提案理由等 茨城県県立学校授業料等徴収条例の一部改正に伴い、茨城県教育委員会教育長事務委任規程について、所要の改正をしようとするもの 3 内 容 「空調設備使用料」の徴収に伴い、別表第2の第2中に空調設備使用料の徴収の繰上げに関する規定を追加し、授業料に準じて、県立学校長に事務を委任する。 4 施 行 日 平成31年7月1日 5 提 案 課 総務企画部財務課	資料 番号 ②

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第3号議案	1 件 名 平成31年度（2019年度）茨城県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について 2 提案理由等 市町村教育委員会等が行う教科書採択に対して県が指導・助言又は援助を行うに当たり、県教育委員会が平成31年度（2019年度）茨城県教科用図書選定審議会に対して諮問する事項を提案するもの 3 内 容 （1）県立特別支援学校の小・中学部、県立中学校及び県立中等教育学校（前期課程）において、平成32年度（2020年度）に使用する教科用図書の採択に関する一般的指針について （2）市町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長が行う、平成32年度（2020年度）に使用する教科用図書の採択に関する一般的指針等について 4 提 案 課 学校教育部義務教育課	資料 番号 ③